

第 5 5 号議案

八王子市中小企業次世代人材確保支援条例の一部を改正する
条例設定について

八王子市中小企業次世代人材確保支援条例の一部を改正する条例を次のとおり
設定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市中小企業次世代人材確保支援条例の一部を改正する条例
八王子市中小企業次世代人材確保支援条例（平成 2 7 年八王子市条例第 2 7 号）
の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(奨励金の交付対象者の要件)</p> <p>第 3 条 奨励金の交付を受けようとする者 (以下「交付対象者」という。)は、次に 掲げる要件の全てを満たさなければならない。 い。</p> <p>(1) 大学等を卒業した日 <u>(学校教育法第 8 3 条の 2 に規定する専門職大学の前期課 程を修了した日を含む。)</u>の属する月の 翌月の 1 日から起算して 3 年以内にナビ 掲載中小企業との間で、期間の定めのない 労働契約を締結している者(短時間労働 者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成 5 年法律第 7 6 号)第 2 条に規定 する短時間労働者を除く。)であるこ と。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(奨励金の交付対象者の要件)</p> <p>第 3 条 奨励金の交付を受けようとする者 (以下「交付対象者」という。)は、次に 掲げる要件の全てを満たさなければならない。 い。</p> <p>(1) 大学等を卒業した日の属する月の翌月 の 1 日から起算して 3 年以内にナビ掲載 中小企業との間で、期間の定めのない労 働契約を締結している者(短時間労働 者の雇用管理の改善等に関する法律(平成 5 年法律第 7 6 号)第 2 条に規定する短 時間労働者を除く。)であること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

